

令和6年10月

建設コンサルタント業務における 低入札価格調査基準の改正について

このたび、会計法令に基づく財務大臣との協議を経て、防衛省が発注する建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準の範囲等を改定しました。

令和6年11月1日以降に入札公告を行う業務に適用します。

防衛省 整備計画局建設制度官付 建設契約審査班
03-3268-3111（内線）36443、36448

1 建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準

防衛省が発注する建設コンサルタント業務においては、入札価格が「契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」(低入札価格調査基準)を下回った場合には、調査を実施することとしています。業務区分ごとの低入札価格調査基準の算出方法は以下のとおりです。

(1) 測量業務

低入札価格調査基準は、予定価格の60%～82%の範囲内で、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額の合計額に消費税相当額を加算した額(調査基準価格)とします。

直接測量費	測量調査費	諸経費
100%	100%	50%

ただし、算出結果が予定価格の82%を超える場合は予定価格の82%、予定価格の60%に満たない場合は予定価格の60%を調査基準価格とします。

(2) 建築関係コンサルタント業務

低入札価格調査基準は、予定価格の60%～81%の範囲内で、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額の合計額に消費税相当額を加算した額(調査基準価格)とします。

直接人件費	特別経費	技術経費	諸経費
100%	100%	60%	60%

ただし、算出結果が予定価格の81%を超える場合は予定価格の81%、予定価格の60%に満たない場合は予定価格の60%を調査基準価格とします。

なお、建築関係コンサルタント業務には、建築工事、設備工事及び通信工事の設計業務及び工事監理業務が該当します。

(3) 土木関係コンサルタント業務

低入札価格調査基準は、予定価格の60%～81%の範囲内で、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額の合計額に消費税相当額を加算した額（調査基準価格）とします。

直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費
100%	100%	90%	<u>50%</u>

ただし、算出結果が予定価格の81%を超える場合は予定価格の81%、予定価格の60%に満たない場合は予定価格の60%を調査基準価格とします。

なお、土木関係コンサルタント業務には、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務、土木工事に係る設計業務及び工事監理業務が該当します。

(4) 地質（土質）調査業務

低入札価格調査基準は、予定価格の2/3～85%の範囲内で、予定価格算出の基礎となった各費目に、次表下欄の率を乗じた額の合計額に消費税相当額を加算した額（調査基準価格）とします。

直接調査費	間接調査費	諸経費	解析費等調査業務費
100%	90%	<u>50%</u>	80%

ただし、算出結果が予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を調査基準価格とします。

2 その他の低入札対策

いわゆるダンピング受注対策として実施している「第三者履行確認の義務付け」及び「履行確実性総合評価落札方式」も引き続き実施します。